○国土交通省令第七十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　国土交通大臣　前田　武志

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「マンション管理業者」の下に「、賃貸住宅管理業者」を加え、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

第八十一条第八号中「マンション管理業者」の下に「、賃貸住宅管理業者」を加え、同条第十三号の三を同条第十三号の四とし、同条十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

第八十三条第一号中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

第八十三条の三第一号中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改め、同条第三号中「マンション管理業者」の下に「、賃貸住宅管理業者」を加える。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

第三十九条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の廃止に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第三項及び第五項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　国土交通大臣　前田　武志

自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令

自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項の表第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していた」に改める。

第十八条第一項第一号の二イ中「職業能力開発校（」の下に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の」を加える。

附　則

この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○国土交通省・環境省令第三号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第七項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令

1　市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条第七項の規定により都道府県知事に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第四条第七項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○環境省令第二十二号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　環境大臣　細野　豪志

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「生物多様性地球戦略企画室」を「生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室」に改め、同条第三項中「生物多様性地球戦略企画室」を「生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　生物多様性施策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う生物の多様性の確保に関する活動の促進に関すること。

二　生物の多様性の確保のための経済的措置に関すること。

三　遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関すること。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○環境省令第二十三号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第六項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日　環境大臣　細野　豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する省令

1　市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令第六項の規定により環境大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第四条第六項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2　環境大臣は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。